

群馬県行政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行政改革の推進に関する評価及び助言を行うため、群馬県行政改革評価・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について討議を行う。

- (1) 行政改革の方針の策定に関する助言
- (2) 行政改革の取組の進行管理に関する助言及び評価
- (3) 「公共施設のあり方検討委員会」の答申を踏まえた取組の検証

(組織)

第3条 委員会は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する委員及び知事が公募により選考し委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、知事が委嘱した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代理者を定め、当該者が委員長の職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、知事が委員長に協議した上で招集する。

- 2 委員長は、必要がある場合は委員会を招集することができる。
- 3 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、必要がある場合は委員長に委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。